令和７年（フ）第３１５号
徳島県小松島市和田島町字遠見85番地の131
債務者　成川　恵美
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮武　利行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０５号
埼玉県深谷市常盤町65番地７　フェリスときわ　403号室
債務者　中尾　ユリ（旧姓西尾）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下三佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１６３０号
横浜市西区南浅間町20番地18　アゼリア西横浜305号
債務者　澤田　一馬
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　源晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月13日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７２０号
神奈川県綾瀬市大上３丁目１番13―106号
債務者　近藤　浩介
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　正尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月13日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３８２号
静岡市葵区唐瀬１丁目７番10号　ニューハイム南　201
債務者　若山　靖弘
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊裕太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２３号
釧路市愛国東２丁目28番８号
債務者　大久保明文
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　潤一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月21日午前11時45分
5　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２１７号
福岡県糸島市前原北一丁目９番１号
債務者　花田　真吾
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大津　集平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３６６９号
大阪府吹田市古江台５丁目５番Ｂ35―108号
債務者　丹羽　慎治
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井誠一郎
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７０７号
大阪府箕面市瀬川２丁目16番19号（２号）
栄和荘
債務者　齋木　義治
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　利光　伸宙
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７０８号
大阪府箕面市瀬川２丁目16番19号（２号）
栄和荘
債務者　齋木　舞
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　利光　伸宙
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７０１号
愛知県小牧市古雅２丁目１番地　県営古雅住宅３棟203号
債務者　阿部　麗土
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１９２号
名古屋市北区金城４丁目６番17号　コンフォール中富203号
債務者　伊藤三惠子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５３６号
名古屋市中村区畑江通２丁目28番地の１　畑江ロイヤルハイツ４Ｂ号、従前の住所名古屋市中川区八熊２丁目19番13号　ラ・ポート八熊苑210号
債務者　前川　賢誠
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５７４号
名古屋市守山区小幡中２丁目１番３号　ジュネス守山525号
債務者　島﨑　直也
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６３７号
名古屋市守山区元郷１丁目1403番地　グレイスコート元郷605号
債務者　河田　達矢
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０３号
北海道久遠郡せたな町大成区都285番地14
債務者　水野　大暢
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２８１号
函館市西旭岡町２丁目52番地３　道営75棟302
債務者　工藤　秀彦
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
函館地方裁判所